

入会金・会費未納者及び滞納者に対する「会員に与えられた権利」の停止等の運用について

平成23年4月 1日制定

平成28年5月24日改正

公益社団法人 日本証券アナリスト協会(以下、「本会」という。)の定款及び「会費規程」並びに「入会及び退会規程」(以下、「入退会規程」という。)に基づく入会金・会費の納入に関し、その未納者及び滞納者に対する「会員に与えられた権利」の付与ないし停止の運用については、次に定めるところによる。

(入会承認者に対する会員に与えられる権利と付与開始)

- 1 入退会規程第2条による入会承認者は、所定の入会金及び会費を納入するまでの間、「会員に与えられた権利」は付与されない。
- 2 「会員に与えられた権利」とは、理事会が別に定める「懲戒により停止される「会員に与えられた権利」の取扱いについて」(以下「権利規程」という。)で定める権利をいう。

(会費等滞納会員へのサービス提供の一時的停止)

- 3 会費規程第5条に定める会費納入期限から1年以上を過ぎてなおその納入がない滞納者に対しては、「会員向け各種サービス」を会費が納入されるまでの間、停止する。
「会員向け各種サービス」とは、権利規程で定める権利のうち、第2項の(5)(会員の称号を使用する権利)を除いた自益権に係るサービスをいう。

(細則)

- 4 この規程の実施に必要な細則は、会長が別途定めるものとする。

(改廃)

- 5 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

本規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則(平成28年5月24日改正)

この改正規程は、平成28年6月15日から施行する。

懲戒により停止される「会員に与えられた権利」の取扱いについて

平成28年 5月24日制定

定款第14条第2項第2号の規定における「定款その他の規定により会員に与えられた権利の全部又は一部の停止」に関し、「その他の規定」とは、明文化された規定のほか、不文の慣行上の規定を含み、かつ停止される「権利」には、会員としての期待可能な利益や取扱いを含むものと解釈される。従って、定款本号の規定に基づき停止される「権利」の内容は、下記に掲げるものとする。

記

1. 当協会の管理運営に参加する権利(共益権)

- (1) 代議員選挙時の立候補権、選挙権および代議員である権利
- (2) 役員に選任される権利
- (3) 各委員会・研究会委員に委嘱される権利
- (4) その他当協会の業務の企画、運営、管理に参加する権利

2. 会員が享受する利益(自益権)

- (1) 協会機関誌「証券アナリストジャーナル」の送付を受ける権利
- (2) 当協会からの会員にあてた情報提供サービス(郵送およびEメール配信システム等による各種案内等)を受ける権利
- (3) 会社説明会・見学会等、会員のみを対象とした協会行事に参加する権利
- (4) 会員および非会員を対象とした有料の協会行事に会員価格で参加する権利
- (5) 検定会員にあっては、「公益社団法人日本証券アナリスト協会検定会員」、「Chartered Member of the Securities Analysts Association of Japan」ならびに「CMA」の称号を使用する権利(検定会員のうち、証券アナリスト国際資格試験2単位合格者にあっては、「Certified International Investment Analyst」、「CIIA」ならびに「国際公認投資アナリスト」の称号を使用する権利を含む。)
法人会員、賛助会員及び一般会員についてもこれに準じる。
- (6) その他当協会が会員あて、ないし会員を優遇して提供するサービス等を享受する権利

3. ただし、会員権を停止された個人会員が、法人会員、賛助会員の役職員の資格で協会行事に参加すること等、協会のサービスを享受することは可能とする。

4. この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成28年6月15日から施行する。